

家庭福祉課からのお知らせ

児童扶養手当について

児童扶養手当とは父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給し、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です（所得制限があります）。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

▷受給資格者の方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を8月1日(月)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間 8月1日(月)～31日(水)

*土曜・日曜日、祝日を除く

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます（所得制限があります）。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

▷受給資格者の方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月10日(水)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間 8月12日(金)～9月9日(金)

*土曜・日曜日を除く

提出先 家庭福祉課 内線 2436

金木総合支所総合窓口係 内線 3113
市浦総合支所総合窓口係 内線 4066

農林水産課からのお知らせ

ごしょがわら産業まつり出店説明会

10月22日(土)・23日(日)につがる克雪ドームで開催する「第33回ごしょがわら産業まつり」の出店説明会を行います。

出店を希望される事業者・団体等の担当者は、コーナー出店申込書類の配布や提出期限、出店留意事項などの説明もありますので、必ず出席してください。

日時 8月19日(金) 10:00～11:30

8月23日(火) 10:00～11:30

場所 中央公民館3階第一研修室

*後日の個別説明はできませんので、どちらかの日程に必ず出席してください。

出店条件

- ▷市内に事業所を有する事業者、または市内を中心に活動実績のある団体等
- ▷出店内容が物販・展示・相談等で日頃の活動の一環である事
- ▷産業まつり開催要綱(市ホームページに掲載)に沿った内容である事
- ▷出店説明会に出席し、留意事項等を遵守できる方

問 ごしょがわら産業まつり運営委員会事務局
農林水産課 内線 2522

平成29年度補助事業 水稲・畑作・園芸・果樹

平成29年度に実施予定の補助事業について、実施希望の申込みを受け付けます。

区分・補助対象

▷水稲 機械施設等の導入

▷畑作・園芸 パイプハウスの導入

野菜の栽培管理用機械等の導入

冬の農業に要する経費

▷りんご 改植等の実施

▷特産果樹 共同利用施設整備、共同利用機械の導入

りんご以外の果樹の導入

りんご以外の果樹の集出荷施設の整備

▷複合経営および六次化産業

複合経営は種苗購入費および資材購入費、六次化産業は受講料・旅費等の研修経費および専門家指導料

実施希望締め切り 8月31日(水)

*補助事業の実施対象者は、農協、営農集団、集落営農組織、認定農業者および人・農地プランで中心経営体に位置づけられている者が基本となります。また事業により、補助率および補助対象者、対象品目が異なりますので、お問い合わせください。

申込先 農林水産課 内線 2522